

総務文教常任委員会

平成25年12月13日

葛城市議会

総務文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成25年12月13日（金） 午前9時28分 開会
午前10時27分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 赤井 佐太郎
副委員長 吉村 優子
委員 吉武 昭博
" 内野 悦子
" 西川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議員 増田 順弘
" 岡本 吉司
" 朝岡 佐一郎
" 白石 栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山下 和弥
副市長 杉岡 富美雄
教育長 大西 正親
企画部長 吉村 孝博
企画政策課長 和田 正彦
総務部長 山本 眞義
総務部理事 菊江 博友
総務財政課長 安川 誠
" 補佐 米田 匡勝
生活安全課長補佐 早田 幸介
税務課長 西村 圭代子
収納促進課長 西川 嘉則
教育部長 田中 茂博
学校給食センター所長 高橋 一馬
" 主幹 松田 和男
体育振興課長 西川 博史

消防長	岩 井 利 光
消防次長	高 橋 正 博
総務課長	中 田 勝 則

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	西 川 雅 大
〃	谷 口 亜 耶

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第53号	奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
議第54号	葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
議第58号	平成25年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
議第62号	平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について

開 会 午前9時28分

赤井委員長 ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

おはようございます。きょうは本当に朝から寒い一日になると思います。皆さん、体には十分お気をつけていただきたいと思います。本日、案件がたくさんございますが、よろしくご協議願いたいと思います。よろしくお願いたします。

委員外議員の出席、白石議員、岡本議員、朝岡議員、増田議員、よろしくお願いたします。一般の傍聴の申し出が2名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可します。

(傍聴者入室)

赤井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第53号、奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

消防長。

岩井消防長 おはようございます。消防長の岩井でございます。

それでは、議第53号、奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、ご説明をさせていただきます。

平成26年4月1日から奈良県広域消防組合が設立されることに伴いまして、葛城市消防本部が関係する条例改正の必要な部分を一括して改正するために、整理に関する条例を制定しようとするものでございます。内容は、10条例の改正、3条例の廃止でございます。附則といたしまして、奈良県広域消防組合の設立に係る奈良県知事の許可があった日から施行するものでございます。詳細については、総務課長から説明をいたします。

赤井委員長 総務課長。

中田総務課長 総務課長の中田でございます。

各条ごとに説明をさせていただきます。

第1条、葛城市情報公開条例の一部改正は、広域化により葛城市消防本部がなくなり、消防本部の長である消防長の職がなくなることにより、第2条第1号中の実施機関から「消防長」を削ろうとするものでございます。

第2条につきましても、葛城市個人情報保護条例の一部改正でございますが、広域化により葛城市消防本部がなくなり、これにつきましても消防本部の長である消防長の職がなくなることにより、第2条第2号中の実施機関から「消防長」を削ろうとするものでございます。

第3条につきましては、葛城市防災会議条例の一部改正でございます。広域化により葛城市消防本部がなくなり、これにつきましても消防本部の長である消防長の職がなくなることにより、第3条第5項第5号中の委員に掲げる者を、「消防長」にかわるものとして、「奈良県広域消防組合の消防吏員のうちから市長が任命する者」に改めようとするものでございます。

次、第4条でございます。葛城市職員定数条例の一部改正でございます。これにつきましても、広域化により葛城市の消防職員から新組合の消防職員となるため、葛城市の中に含まれていた消防の条例定数をなくす必要があります。第1条中の消防条例定数の根拠となる法律である「消防組織法第11条第2項」の部分及び「消防」の語句を削り、第2条中第6号の「消防の事務部局の職員50人」を削ろうとするものでございます。

次に、第5条でございます。葛城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正でございます。これにつきましても、広域化により葛城市の消防職員から新組合の消防職員となるため、葛城市の職員でなくなることにより、様式第2号の消防職員の宣誓書を削除しようとするものでございます。

次に、第6条でございます。葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これにつきましても、広域化により消防職員が葛城市の職員でなくなるため、級別職務分類表の標準的な職務の内容欄中に消防職員の欄がございます。その消防職員の欄を全て削ろうとするものでございます。

第7条でございます。葛城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。これにつきましても、広域化により消防職員が葛城市の職員でなくなるため、第2条第6号の消防職員に支給する手当である「消防防災手当」を削り、別表中の消防防災手当の表及び備考中の「消防防災手当」の語句等を削ろうとするものでございます。

次に、第8条。葛城市火入れに関する条例の一部改正でございます。第15条中に「火入れを行うに当たっては、市長及び葛城市消防本部消防長（以下「消防長」という。）に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない」と規定されておりますが、広域化により葛城市消防本部がなくなり、消防本部の長である消防長の職がなくなるため、「新消防組合の葛城消防署の代表者である葛城消防署長」に改め、第16条中の見出し及び同条第1項中の「消防長」も同じく「消防署長」に改めようとするものでございます。

第9条でございます。葛城市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正でございます。これにつきましても、消防の広域化により葛城市消防吏員から新組合の消防吏員となります。それに伴い葛城市の職員でなくなるため、第1条、第2条、第3条の2第1項中の「消防吏員及び」の語句を削ろうとするものでございます。

第10条でございます。葛城市消防委員会条例の一部改正でございます。これにつきましても、消防の広域化により第7条中の「葛城市消防本部」がなくなることにより、消防委員会の事務を現在消防本部で実施しておりますが、それを引き継ぐ「総務部生活安全課」に改めようとするものでございます。

次に、第11条から第13条でございますが、第11条として葛城市消防本部及び消防署の設置

等に関する条例、第12条、葛城市消防手数料条例、第13条、葛城市火災予防条例につきましては、これにつきましても、消防の広域化により葛城市から消防本部がなくなることによりまして、新消防組合により新たにこれらの条例が制定されます。それに伴い、今回葛城市の中で必要のなくなったこの3条例を廃止しようとするものでございます。

また、附則としまして、この条例は奈良県広域消防組合の設立に係る奈良県知事の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例について、説明を終わらせていただきます。よろしく審議お願いいたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第54号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することにつきまして、ご説明申し上げます。

平成25年6月21日に、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。内容といたしましては、国家公務員におきまして給与減額支給措置等を実施しているなどの理由により見送られてまいりました、平成24年の人事院勧告を実施するためのものでございまして、世代間の給与配分を適正化する観点から、55歳を超える職員の給与水準の上昇をより抑える対策といたしまして、当該職員については、勤務成績が極めて良好である場合、または特に良好である場合に限り昇給を行い、標準の勤務成績では昇給を停止することとされているところでございます。このことに伴いまして、同様の内容で葛城市一般職の職員の給与に関する条例を一部改正するものでございます。

それでは、改正内容のご説明を申し上げます。改正条文に沿ってご説明を申し上げます。

給与条例の新旧対照表でご説明申し上げます。15ページをごらんいただきたいと思います。左の部分、旧となっているのが改正前の条例でございます。右側の新となっておりますのが改正後の条例でございます。第4条では、初任給、昇格、昇給の基準を規定しているところでございます。一番下の方の第3項では、「職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うもの」となっているところでございます。16ページをごらんください。今回の改正内容でございます。赤字になっているのが改正部分でございます。第4項の改正につきましては、次の第5項を改正することに伴いまして、第5項につきましては、第4項の適用を除外するための字句の追加でございます。次に、第5項の改正内容でございます。改正前の内容につきましては、職員の昇給は勤務成績に応じて行うものとされておりまして、昇給日前1年間の全部を良好な成績で勤務した職員は4号級を標準としており、55歳を超える職員は2号級の昇給となっております。改正後につきましては、55歳を超える職員全てが良好な成績で勤務いたしましても昇給はなく、勤務成績が極めて良好である場合、または特に良好である場合に限り昇給するもので、昇給の合計は規則で定めるものとなっております。一番下の附則でございますが、この条例は直近の昇給日である平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第54号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第58号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

部長。

山本総務部長 おはようございます。総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程となっております議第58号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成25年度の葛城市一般会計補正予算（第3号）でございます。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,178万円を追加いたしまして、歳入予算の総額を歳入歳出それぞれ185億3,490万1,000円といたすものでございます。また、第2条では繰越明許費の設定をお願いいたし、続く第3条では地方債の補正をお願いいたすものでございます。なお、分割付託されておりますので、当常任委員会に付託されている部分、各費目の人件費も含めてご説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをお願いいたしたいと思っております。第2表の繰越明許費の設定でございます。2款総務費の1項総務管理費、事業名といたしまして市勢要覧作成事業でございます。金額といたしまして648万円を設定いたすものでございます。

次に、7ページの第3表でございます。地方債補正でございますが、道路新設改良事業追加に伴います合併特例事業につきましては、31億6,290万円から、補正後は31億8,190万円の1,900万円の追加。また、臨時財政対策につきましては、7億5,900万円から、補正後は7億6,920万円に、1,020万円を追加いたすものでございます。

続きまして、事項別明細書の10ページをお願いいたしたいと思っております。歳出の事項別明細書から説明をさせていただきます。

まず、1款議会費でございます。補正額は減額の515万3,000円、これにつきましては人件費の補正でございます。なお、人事異動等に伴います人件費の補正につきましては、各費目全般にわたっているわけございまして、一般会計全体では減額の5,489万5,000円となっております。

続きまして、2款総務費の1項総務管理費、1目の一般管理費でございます。補正額50万2,000円の追加となっております。人件費の減額と、委託料での財務会計システム変更にかかる費用などでございます。

次に、2目の文書広報費でございます。補正額648万円の追加で、市勢要覧作成業務委託料でございます。

続いて、4目の財産管理費、補正額は570万円の追加で、電気料金値上げ等に伴う両庁舎にかかります光熱水費の追加と修繕料の追加でございます。

次に、7目の交通安全対策費でございます。補正額は1,000万円ございまして、忍海駅前駐輪場、当麻寺駅前駐輪場の整備にかかる工事費でございます。

続く8目の自治振興費、補正額は180万円の追加で、電気料金値上げによります街灯電気代の追加でございます。

続いて、11目の防災行政無線管理費でございます。補正額は604万2,000円の追加ございまして、老朽化しております防災行政無線設備の地区遠隔制御装置親機の修繕にかかる費用でございます。

続きまして、11ページから12ページにかけてでございます。2項徴税费、1目税務総務費、補正額は減額の161万3,000円。人件費の補正でございます。

続く2目の賦課徴収費、補正額は87万8,000円の追加で、税制改正に対応するための滞納管理システムの変更委託料でございます。

続いて、3目の過年度支出金でございます。補正額は400万円の追加で、過誤納金の還付金でございます。

続いて、3項1目の戸籍住民基本台帳費でございます。補正額は減額の404万9,000円、人件費の補正でございます。

ページをめくっていただきまして、13ページをお願いいたします。4項1目の人権啓発費でございます。補正額は減額の31万6,000円。これにつきましても人件費の補正でございます。

続いて、3款民生費の1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費で、補正額につきましては1,755万7,000円の追加となっております。このうち1節の報酬から19節の退職手当負担金につきましては、人件費の補正となっております。

ページは14ページとなります。6目いきいきセンター管理運営費でございます。補正額は減額の10万円、人件費であります嘱託員報酬の減額でございます。

続いて、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。ページは14ページから15ページとなります。補正額につきましては1,060万8,000円の追加で、このうち1節の報酬から4節の共済費及び19節の退職手当負担金につきましては、人件費の補正となっております。

続いて、3目の保育所費、補正額は減額の483万5,000円。

次の4目の児童館費では、補正額は減額の2万4,000円。

続く6目の地域子育て支援センター事業費では、補正額、減額の2万9,000円。

また、16ページに移っての3項1目の国民年金事務取扱費では、補正額、減額の30万2,000円。

続く4項生活保護費、1目生活保護総務費では、補正額39万9,000円の追加となっております。これらはいずれも人件費の補正でございます。

続きまして、4款衛生費の1項保健衛生費、6目の保健施設費で、補正額は減額の44万8,000円。このうち1節の報酬から4節の共済費、そして19節の退職手当負担金につきましては、人件費の補正となっておるところでございます。

18ページに移りまして、7目の環境衛生費、補正額は減額の945万4,000円。人件費の補正でございます。

続いて、2項清掃費、1目清掃総務費、補正額は減額の1,127万1,000円。これにつきましても人件費の補正でございます。

続く2目塵芥処理費でございます。補正額は524万5,000円の追加。このうち2節の給料から4節の共済費及び19節の退職手当負担金につきましては、人件費の補正となっております。

続く3目し尿処理費、補正額93万円の追加。このうち3節の職員手当、4節の共済費につきましては、人件費の補正となっております。

ページが変わりまして20ページ、5款農林商工費の1項農業費、2目の農業総務費で、補正額は減額の487万円。6目の農地費で、補正額、減額の98万9,000円。また、10目の団体営土地改良事業費で、補正額は減額の2万4,000円。これらは、いずれも人件費の補正でございます。

ページをめくっていただきまして21ページ、3項商工費、1目の商工振興費で、補正額は減額の64万6,000円。人件費の補正でございます。

続いて、2目観光費でございます。補正額は18万6,000円の追加。このうち2節の給料から4節の共済費及び19節の退職手当負担金につきましては、人件費の補正となっております。

続いて、3目相撲館費、補正額は8万6,000円の追加。このうち4節の共済費は、人件費の補正となっております。

ページが変わりまして22ページ、6款土木費の1項土木管理費、1目の土木総務費で、補正額は減額の487万円。続く2項道路橋りょう費、3目尺土駅前周辺整備事業費、補正額は47万円の追加でございまして、いずれも人件費の補正でございます。

続いて、4目の国鉄・坊城線整備事業費、補正額13万2,000円の追加。続く5目の地域活性化事業費、補正額40万8,000円の追加。いずれも人件費の補正でございます。

続いて、4項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。補正額は減額の813万8,000円。このうち2節の給料から4節の共済費及び19節の退職手当負担金につきましては、人件費の補正となっております。

ページが変わりまして24ページ、4目の吸収源対策公園緑地事業費でございます。補正額は減額の2,000円。人件費の補正でございます。

続いて、7款消防費の1項消防費、1目の常備消防費で、補正額227万1,000円の追加でございます。人件費の補正、電気料金値上げに伴います消防庁舎にかかる光熱水費の追加、また、広域消防組合設立に向けての事務用機器の賃借料や事務局負担金などがございます。

続く2目の非常備消防費で、補正額は91万4,000円の追加。消防団員1名退職に伴う報償金でございます。

続いて、8款教育費の1項教育総務費、2目の事務局費でございます。補正額2,467万円の追加でございまして、人件費の補正と、学校給食特別会計への繰出金となっております。

続いて、2項小学校費、1目の学校管理費で、補正額71万1,000円の追加。3項中学校費、1目の学校管理費で、補正額164万8,000円の追加。続く4項幼稚園費、1目の幼稚園管理費で、補正額51万2,000円の追加。これらにつきましては、いずれも人件費の補正と、電気料金値上げに伴います光熱水費の追加でございます。

続いて、5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額は減額の33万8,000円。人件費の補正でございます。

続いて、4目公民館費で、補正額は減額の66万4,000円。人件費の補正と、電気料金値上げに伴います光熱水費の追加でございます。

続いて、5目コミュニティセンター管理運営費で、補正額2万2,000円の追加。人件費の補正でございます。

続いて、6目文化会館費で、補正額211万円の追加。続く7目の図書館費では、補正額、減額の1,103万3,000円。いずれも人件費の補正と、電気料金値上げ等に伴います光熱水費の追加でございます。

ページが変わりまして29ページ、8目の歴史博物館費で、補正額2万1,000円の追加。人

件費の補正でございます。

続いて、6項保健体育費、2目の体育施設費で、補正額414万7,000円の追加。人件費の補正と、電気料金値上げに伴います光熱水費の追加でございます。

次に、31ページでございます。本補正予算に係ります給与費の明細書でございます。

まず、特別職でございます。補正前と補正後の比較で申し上げます。区分の長等といたしましては、期末手当で29万7,000円の減額、共済費で13万3,000円の減額の、計43万円の減額。次に、議員といたしましては、期末手当で337万1,000円の減額、その他といたしまして、嘱託職員報酬で133万9,000円の減額、合計514万円の減額となっております。

次に、一般職でございます。給料、職員手当合わせましての給与費におきましては、2,974万4,000円の減額、共済費で1,731万6,000円の減額の、合計4,706万円の減額となっております。

給与費明細につきましては以上でございます。

続いて、歳入に移らせていただきます。事項別明細書の8ページをお願いいたします。18款の繰越金でございます。前年度繰越金1,700万円の追加でございます。

ページが変わりまして9ページでございます。19款諸収入の4目の雑入で、60万9,000円の追加でございます。消防団員1名退職に伴う共済基金からの報償金収入でございます。

続いて、20款の市債でございます。1目の総務債につきましては、1,900万円の追加。これは合併特例債の追加でございます。また、4目の臨時財政対策債につきましては、1,020万円の追加となっております。

以上で、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑のある場合は、ページ数を先にお知らせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。質疑ございませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 おはようございます。今聞かせていただきました、ここの人件費と電気代の値上がりによるものというところですけども、11ページの財産管理費の光熱水費、電気代とかガス代とかこの内訳、それから修繕料もちょっと内容を教えていただきたいと思います。それと、次の交通安全対策費の工事請負費、先ほど説明では、忍海とそれから当麻寺駅の駐輪場の話が出てきましたけれども、この内訳と明細についてもお願いしたいと思います。

赤井委員長 課長。

安川総務財政課長 総務財政課の安川でございます。よろしくお願申し上げます。

ただいまご質問のありました財産管理費の、まずは光熱水費の内訳についてでございます。光熱水費の内訳としまして、電気料金の値上げに伴う分で130万円、それとガス料金に伴う分としまして60万円、それと水道料金としまして20万円の、以上210万円となっております。それと、修繕料についてでございますが、この部分につきましては、この新庄庁舎の空調設備におけますチラーという熱交換器があるんですが、それが50トンが3機、20トンが3機、

それぞれあるわけですが、今回その50トン1機及び20トン2機の圧縮する部分、コンプレッサーというものなんですけれども、その取りかえにかかる費用がこの中に含まれておりまして、それが467万円ほどかかるわけですが、現在の予算執行と相殺しまして、360万円の不足分を今回計上させていただいております。

以上でございます。

赤井委員長 総務部理事。

菊江総務部理事 吉村副委員長からのご質問でございます、交通安全対策費における工事請負費の概要内容でございますが、まず1点目といたしましては、近鉄忍海駅前駐輪場の防護柵など設置工事といたしまして、300万円を計上させていただいております。市民からの訴えの内容等によりまして、近鉄忍海駅前駐輪場におきましては、自転車やバイクがとられると、また駐輪場にとめられている自転車が倒れて通りにくい、こうした申し出がございまして、日ごろの管理につきましては鋭意努力しておるところでございますが、自転車の盗難防止ということにつきましては、二重ロックをかけることなどによりまして盗難防止を図る、こういうことが大切であると、このように言われておりまして、鋼製のワイヤー錠、また防護柵にかけていただくということで、そうしたものに対する対応を図ろうとしておるところでございます。また、自転車の盗難につきましては、平成24年中の葛城市内における自転車及びバイクの盗難件数でございますが、112台であったということで警察から情報をいただいております。また、本年1月から9月までにおきましては、63台が盗難に遭っておるとことでございまして、こうしたものに対する対応としてさせていただこうとするものでございます。工事内容の中身につきまして申し上げます。忍海駅前駐輪場につきましては、バリカー、スチール、これを25カ所と、長いものと短いものがございまして、1メートルのものと2メートルのものがございます。1メートルのもので25カ所、2メートルのもので10カ所でございます。また、防護柵につきましては、センタービーム2段式ということで、高さ80センチ、長さ2メートルの9カ所、また、3メートルの長さのものを22カ所させていただきまして、防護柵の設計上の延長は84メートルとなっております。

続きまして、近鉄当麻寺駅前駐輪場工事につきましては、700万円の内容となっております。近鉄当麻寺駅前の駐輪場は現在3カ所設置されております。そのうちの1カ所につきまして、貸し主の方が土地利用の必要が生じたため、賃貸借契約の継続を行わない旨の申し出がございまして、平成26年3月末をもってお返ししてくださいということでございます。駐輪場を利用されます方は少しでも駅舎の近くに駐輪しようとされますので、近鉄当麻寺西側の市道、当麻寺駅前北門線は自転車やバイクの駐輪場のような状況でございまして、歩行者の歩行障害にもなっております。こうしたことから、駅舎西側に駐輪されています自転車やバイクの駐輪対策も含めまして駐輪場を整備する必要が生じたので、補正をお願いするものでございます。予定の敷地面積は、駐輪場以外で、1筆といたしましては832.22平方メートルございまして、うち54.28平方メートルにつきましては、既に駐輪場として市がお借りしております。現在お借りしている駐輪場を拡張いたしまして、305.38平方メートルの駐輪場にいたしまして、通勤、通学で当麻寺駅をご利用さ

れます方の利便性と、駅前の安全対策を図ろうとするものでございます。工事の内訳といたしましては、建築物、既存木造建築物でございますが、2階建て延べ159.52平方メートルと、離れ家木造平家建て27平方メートルの計186.52平方メートルを解体いたしまして、敷地整地、排水、側溝、アスファルト舗装、駐輪区画線、敷地周囲フェンス、転倒防止、盗難防止柵、施設照明を設置しようとするものでございます。完成いたしますと約150台の自転車、バイクなどの駐輪が可能となるところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 副委員長。

吉村副委員長 ご説明ありがとうございます。電気代が130万円。これは庁舎ですけども、全体にこの値上げによって電気代としての総額はどれぐらいになるのか、また後でお示しいただきたいと思います。それから、修繕はよく分かりました。それから、先ほどの駐輪場の内訳ですけれども、忍海が300万円ですから当麻寺駅が700万円かかるという話ですね、そうですね、総額が。ちょっと私がひっかかっているのは、ずっと今まで予算書を見させていただいて、公のものを、建物を壊すときは工事費でいいかもしれませんが、いろいろご協力いただいているから地主の方に感謝申し上げるんですけれども、個人の建物を壊すときは、今までやったら補償、補てんの方で処理なさっていたと思うんです。この中の舗装とか施設整備とかいうのは、もちろん工事費で私はいいと思うんですけれども、内訳としては補償、補てんの方がいいのではないかなというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

赤井委員長 理事。

菊江総務部理事 ただいま吉村副委員長からのご指摘でございます。当然のことながら、この駐輪場がなくなるということで、市民の方のやっぱり利便性であったりとかいうことを考慮いたしましたときに、非常に周辺にお願いに参りました。何カ所も行かさせていただいたんですけれども、それぞれがやっぱり利用があるということでお断りになられまして、現在借りておりますところで拡張させてもらうことに対して深くお願い申し上げましたところ、まあ協力はしてもよろしいですよというご了解をいただきまして、その中で、今おっしゃっている移転補償ということでございますけれども、そういうことではなくて、同じ工事をされるんやったら、工事の中でもう解体してやっていただけないかというご意見がございまして、それでいろいろと調べましたところ、建物を解体する理由といたしましては、建物移転補償及び物品の移転補償の話を出しましたところ、所有者は、市民が利用される駅前駐輪場のことであるので移転補償は要らない、解体は市で責任を持って行ってくださいということで、建物の解体工事を依頼されました。契約においては、解体については市が行うことに同意する旨を記載していただきまして、根拠的には、公用地の取得に伴う損失補償基準第6条第2項の規定を適用いたしまして、させていただこうとするものでございます。規定の内容を朗読させていただきます。公用地の取得に伴う損失補償基準第6条第2項の規定では、「土地等の権利者が金銭に代えて土地又は建物の提供、耕地又は宅地の造成その他金銭以外の方法による給付を要求した場合において、その要求が相当であり、かつ、真にやむを得ないものであると認められるときは、事情の許す限り、これらの給付を行うよう努めるものとする」と

規定されておるところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

安川総務財政課長 総務財政課長の安川でございます。

先ほど電気代の話でございましたが、この補正予算を組む段階で、4月から10月までの実績ということで比較いたしますと、前年度の4月から10月までで970万円ぐらいでしたが、平成25年度におきましては1,100万円ほどということで、約14%の上がり幅となっております。これをもちまして、全体としまして、当初予算1,824万円に今回の130万円を加えまして、年間総額といたしまして、これは新庄庁舎及び當麻庁舎の合計になるわけでございますが、1,954万円という額で今回計上させていただいております。

以上でございます。

赤井委員長 副委員長。

吉村副委員長 電気代はよく分かりました。それと、菊江理事の方からいろいろ説明いただきまして、ちょっと私もわからないところが、理解しがたいところもあるんですけども、そうしましたら、まず、例えば解体して、まあ今回の場合はもう本当に合意していただきますし、そんなことはないと思いますけど、例えば1年、2年でもう土地を売ることになりましたといった場合に、700万円のうち解体費、これ幾らかちょっとわかりませんが、その金額をかけて解体してもらって、そういった場合はどうなるんですか。ちょっとわからないんですけど、普通だったら、例えば賃料に上乗せするのがいいのかどうかわかりませんが、10年ぐらい貸してくださるだろうということで、それを分けて賃料に上乗せしている場合でいうたらいいんですけども、500万円をかけるわ、2年間で立ち退いてくださいと言われた場合のことはどうなるんでしょうか。

赤井委員長 理事。

菊江総務部理事 ただいまのご質問でございますが、私がお願いに参りましたときに、駐輪場とさせていただきますには、1年、2年ではなくって、10年、20年、長期にさせていただけるということでご承諾をいただきたいということで、ご了解をいただいております。市の予算でもって投資して駐輪場とする以上は、1年、2年ではなくって長期的に協力いただけるということで予算化したものでございます。

赤井委員長 副委員長。

吉村副委員長 今回の場合は、すごい幸にしてそういうことはないと思うんですけども、これからこういう事例が出てきたときに、同じように建物を市で壊して、そういう事例が出てこないとも限らないので、これは統一として、ほかの方法があるんだったらほかの方法にした方がいいのではないかなという思いがしているんですけども。

赤井委員長 市長。

山下市長 当然いろんな事情があると思いますので、その事象、事象で我々は考えていかなければならない。今回は特に持ち主である方がそのような申し出をされた。その法律にのっとって、またうちも、補償料ではなく工事費の中で処理してもいいかということも県にも確認しながら

らさせていただいたところ、現場所に本人も住んでおられないということであるならば、工事費の中で処理しても構わないという回答もいただいております。その中で処理をさせていただいているということで、他のケースになれば、そのときの状況によって補償料でさせていただくということも考えていかなければなりませんし、ケースバイケースと、状況によって考えていかなければならない。一律にこういうふうにしなきゃならないということを決めておくこともおかしいと思いますので、その都度中身を見て、基本的には補償料、全体をそういう形でやっていくということがありますけれども、その土地を持っておられる方やその工事の内容によっては、いろいろと一番適切な方法というものを考えていくということもございます。

吉村副委員長 事情はよくわかりましたけれども、私は後でトラブルのないようにそれをきっちりしていただきたいということで、本来でしたら言いましたように、公のものを壊すんだったら工事費と、もうはっきり決めておいて、補償費の中で処理していただくというのが私は一番いいかなと思いますけれども、まあそれは結構です。

赤井委員長 それと、今の発言の中で、要はその契約内容については、そこまでは至っていないということですか。

理事。

菊江総務部理事 あくまでも予算要求でございますので、ご承認いただいた後にそのようにさせていただきますと、このように考えておるところでございます。

赤井委員長 契約書には明記しないということ。

菊江総務部理事 いえ。契約の内容といたしましては、そうしたことを盛り込んで、後でトラブルにならないようにさせていただきます。

赤井委員長 わかりました。

副委員長。

吉村副委員長 先ほど答弁の中で、契約の中には、市は何か10年間借りるとか、そういうふうなんをうたっていますというふうにおっしゃっていましたがけれども、その契約とはまた違うんですか。

赤井委員長 理事。

菊江総務部理事 うたっていますということではなくて、私がお願いに参りましたときに、駐輪場として整備する以上は、公益性がございますので投資もいたしますし、10年、20年の長期にわたってお借りさせていただけるということが条件ということでお話をしておいた。ほんでまたご了解いただいております、こういうことでございます。

吉村副委員長 ちょっとひっかかるんで。その今の方はほんともうすごい親切な方ですからいいんですけれども、それ、口約束だけで、壊しました、いやもうやめますわということも出てくることもありますので、それは解体前にやはり契約しないといけないと思います。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 菊江理事が申しておりますのは、この予算化するための交渉の段階におきましての実態を予算化させていただいております。この予算が通りますと本契約ということになります。今

までの趣旨を十分反映させていただいた中で、契約を結ばせていただきまして合意にかかる
と。

以上でございます。

赤井委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決
することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号の関係部分は原案のとおり可決することに決
定いたしました。

最後に、議第62号、平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決につい
てを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま提案をいただきました議第62号、平成25年度葛城市学校給食特別会計
補正予算(第2号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,087万4,000円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,167万4,000円とするものでございます。

それでは次に、歳出よりご説明を申し上げますので、事項別明細書の3ページをお開き
ください。1款1項1目の学校給食総務費でございますが、補正額が851万4,000円で、主なもの
といたしましては、1節報酬で嘱託員の報酬として159万7,000円の減額でございます。2
節給料で477万2,000円の増額。4節共済費で133万3,000円の増額。19節負担金補助及び交付
金で111万4,000円の増額でございます。これにつきましては、4月の人事異動によりまして、
両給食センターを兼務しておりました所長を専任といたしまして、新しく課長職が昇任した
ことによりましての増額でございます。また、嘱託報酬につきましては、年度途中で1名退
職された方がおられることによる減額でございます。

続きまして、2目の学校給食管理費でございます。11節需用費236万円の補正でございま
す。内訳としましては、燃料費では、ボイラーの重油使用料を、昨年度実績を考慮し増加分、
両センター合計で95万円の増額でございます。また、光熱水費では電気代の高騰によります
ものと、上下水道使用料の昨年度の実績を考慮した増加分及び施設内の漏水、當麻給食セン
ターでございますが、それに対応した増加分の両センター合計で56万円の増額でございます。

修繕費といたしましては、食器洗浄機ほか厨房施設、これは新庄給食センターでございますが、などにかかります費用としまして85万円の増額でございます。以上、歳出でございます。

また、上の段でございます歳入予算でございます。歳出の補正によりまして、同額を一般会計から繰入金として繰入れることとなります。

なお、4ページ、5ページには補正予算の給与費明細書がついてございまして、補正前と補正後の比較がごらんいただけるようになっております。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村副委員長 それでは質問させていただきます。今、部長の説明の中に、人件費は4月の人事異動に伴うという話、説明がありましたけれども、4月の人事異動でしたら、これは当初予算の方には組み込めなかったのでしょうか。

赤井委員長 部長。

田中教育部長 当初予算では人事異動の関係で盛り込めなかったということでございます。かなり4月に近づくころの時期で人事異動が決まったということですので、予算はそのずっと前に2月、3月ぐらいで組み上げるということでございますので、時期的にはちょっと無理だということでございます。

赤井委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第62号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

慎重審議いただきましてありがとうございます。

これをもって、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時27分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

赤 井 佐太郎